

# 測量及び建設コンサルタント業務

航空測量を除く測量・工事に係る設計、監理、調査等の委託業務に限る

※ 航空測量及び工事に係る設計、監理、調査等の委託業務以外の入札（業務担当課が行う委託契約）に参加を希望する場合は、「物品・業務委託等」の区分に登録が必要です。

## 令和6・7・8年度(2024・2025・2026年度) 入札参加資格審査申込み受付のご案内

豊 中 市

令和6・7・8年度(2024・2025・2026年度)において、豊中市、豊中市上下水道局、市立豊中病院、豊中市伊丹市クリーンランドが行う測量及び建設コンサルタントの競争入札に参加を希望される方の資格審査申込みを次のとおり受け付けます。

※「測量及び建設コンサルタント業務」の申込み手続きは、新規・更新ともに必要になります。

### 1 資格要件

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。（なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項の規定に該当しない者である。）
- (2) 営業について免許、許可又は登録を要するものにあつては、当該免許、許可又は登録を受けていること。
- (3) 申込日現在において、引き続き1年以上その営業を行っていること。
- (4) 法人税又は所得税、消費税、地方消費税及び市区町村税に未納の税額（納税又は徴収を猶予されているものを除く。）がないこと。

### 2 申込方法

申込方法は、郵送のみです。

受付期間：**令和5年（2023年）12月1日（金）から**  
**令和6年（2024年）1月12日（金）** ★消印有効

送付先：〒561-8501 豊中市中桜塚3-1-1  
豊中市役所 総務部 契約検査課 あて

#### 【注意事項】

- ★提出書類は郵送前に内容を必ず確認し、A4-S版フラットファイルに綴り封筒に入れてください。フラットファイルに綴られていないものは受付しません。
- ★書留郵便又は特定記録郵便などの追跡可能な郵送方法としてください。
- ★必ず、封筒に「入札参加資格審査申込書類在中」と朱書してください。
- ★「物品・業務委託等」、「建設工事」又は「小規模修繕」にも申込みされる事業者は、一つの封筒に同封して郵送するようにしてください。
- ★複数の申込者分を一括して送付することはできません。
- ★受付期間以外の消印のものは無効になります。期間内に郵送してください。

### 3 申込みに必要な書類

- (1) 提出書類は、「郵送書類チェックリスト」にて確認し、「書類作成上の注意」をよく読んで作成してください。不足書類がある場合は、受付できませんのでご注意ください。
- (2) 提出書類は、返却いたしません。
- (3) 提出書類は、発送される日付で作成してください。
- (4) 申込書類に虚偽の記載をしていることが判明した場合は、入札参加資格の不認定又は取消しを行う場合があります。

### 4 資格の有効期間

令和6年（2024年）4月1日から令和9年（2027年）3月31日まで（3年間）です。  
※令和6年度以降、資格の有効期間は3年間になります。

### 5 業者登録受付システムについて

測量及び建設コンサルタントの入札参加資格審査申し込みをされる場合は、業者登録受付システムから内容を入力し、システムでの登録確定内容を印刷していただき、他の提出書類と一緒に郵送により提出してください。

※登録が一時保存のままでは受付できません。必ず登録を確定させた内容を印刷してください。

★令和5年（2023）11月1日（水）から入力できる予定です。

★全ての事業者がシステム入力が必要です。

【業者登録受付システム案内ページ】

豊中市トップページ > 事業者の皆さんへ > 入札・契約情報 > 入札参加資格等の申込・変更 > 豊中市業者登録受付システム(電子申込み)について

[https://www.city.toyonaka.osaka.jp/jigyosya/keiyaku/mousihikomi/H26\\_densi\\_mousikomi.html](https://www.city.toyonaka.osaka.jp/jigyosya/keiyaku/mousihikomi/H26_densi_mousikomi.html)

### 6 申込業種について

- (1) 申込業種は、別紙の「測量及び建設コンサルタント業務申込業種表」から5業種までとします。
- (2) 営業に関して法律上必要とする登録等がない業種は申込みできません。
- (3) 航空測量及び工事に係る設計、監理、調査等以外の委託業務の入札（業務担当課入札）に参加を希望する場合は、「物品・業務委託等」の区分に登録が必要です。

### 7 審査結果について

- (1) 資格審査の認定結果については通知いたしません。
- (2) 書類の受領証を希望する場合は、返信用ハガキを同封してください。  
（書類を受領した証明であり、認定証とは異なります。認定証は発行していません。）
- (3) 認定された方の名簿は、令和6年（2024年）4月1日以後、市のホームページに掲載する予定です。

### 8 提出書類の公開について

申込書類の内容は、原則として公開の対象となります。

### 9 電子入札について（測量及び建設コンサルタント）

本市では、測量及び建設コンサルタントの入札は電子入札にて行っています。

【電子入札に係る利用者登録について】

- (1) 電子入札に参加するためには、本市の入札参加資格のほか、市指定の民間認証局が発行するICカード(有料)と豊中市電子入札システムへの利用者登録が必要となります。
- (2) 利用者登録するために使用するパスワードは、豊中市が設定します。「豊中市電子入札システム利用者登録用パスワード届」を提出してください。（1度提出すれば以降は提出不要です。）

(3) ICカードには認証期間が設定されています。認証期間が過ぎたICカードはシステムで使用できません。認証期間内に速やかに認証会社にICカードの更新手続きを済ませた上で、システムでの利用者登録の更新作業を行ってください。また、ICカードの名義人の変更や新たにICカードを取得された場合も、速やかに利用者登録を行ってください。

※有効な登録がない場合、電子入札に参加することができません。

※建設工事にも登録を希望する業者は、業者番号ごとにカードを登録する必要があります。（複数枚カードが必要です。）

#### 【豊中市電子入札掲示板について】

豊中市電子入札掲示板というサイトにて入札案件の情報を検索することや、システムの模擬体験をすることができます。また、入札案件に関する質疑の回答もこちらのサイトを活用しています。

## 10 その他

### ○入札参加資格登録業者遵守事項について

入札参加資格の認定に基き、本市と契約を締結しようとする場合は、入札参加資格登録業者遵守事項を遵守しなければなりません。

### ○変更届について

申込書類の提出後、記載事項に変更があった場合は、速やかに、届け出てください（郵送可）。  
申込業種の追加・変更はできません。

また、変更届の提出により債権者登録内容に変更がある場合は、債権者登録申込書を同時に提出してください。

### ○市内業者の認定要件について

以下の要件を満たした事業者は、市内業者として認定します。

- (1) 豊中市に登記上または事実上の本店所在地を有すること
- (2) 豊中市が主な納税先であること
- (3) 豊中市の市税に未納の税額がないこと

## 11 問い合わせ先

### 【入札参加申込み手続きについて】

豊中市総務部契約検査課 契約係（第一庁舎4階）  
電話06（6858）2075

### 【債権者登録について】

豊中市会計課  
電話06（6858）2472